

特集 ● 戦争法廃止、9条生かす国づくりを

「新しい基地は造らせない」 ——新たなたたかひの発展

小泉親司

沖縄の辺野古新基地建設をめぐる情勢は、緊迫した局面を迎えている。

10月13日、翁長雄志沖縄県知事は、仲井眞前県知事がおこなった新基地建設のための埋め立て工事「承認」を「取り消す」決定をおこなった。8割を超える県民の民意が「新基地建設反対」を表明しているもとでの当然の決定である。これによって辺野古で行われている工事は「違法工事」となった。

これに対し、安倍内閣は、行政不服審査法にもとづいて、知事の決定の「執行停止」を求める不服審査請求を石井国土交通大臣におこない、国交大臣は10月27日、知事に対し、「執行停止」を求める勧告をおこなった。また、知事が勧告に従わない場合は、「代執行」の手続きをおこなうことを閣議了解した。さらに28日、県に対し、「普天間飛行場代替施設建設事業」の工事着手届を提出し、埋め立ての本体工事に着手したと発表した。

翁長知事は、行政不服審査請求の不法を指摘して、「勧告には従わない」ことを表明し、国と地方自治体の争いを調停する国の係争処理委員会に提訴するとともに、11月6日、国に対し、「取り消し」は適法であること、工事を直ちに中止することを求める申し入れをおこなった。これに対し、安倍内閣は11月17日、埋め立て承認の「取り消し」を撤回させる国の「代執

行」をおこなうため裁判に訴えた。

高まる県民の怒り

これら安倍内閣の一連の強権的措置に、沖縄県民の怒りが爆発した。翁長知事は、国の「代執行」の訴えに対し、「沖縄県民にとっては、『銃剣とブルドーザー』による強制収用を思いおこさせるものであります」と強い憤りを表明した。名護市の稲嶺市長は、埋め立て本体の工事着工について、「本体工事に入るにあたっては県や地元名護市との事前協議が必要である。これを無視してのやり方は、本体工事とは認められない」とのべた。また多くの県民の中に、「国が行政不服審査請求を起こし、国が知事の行為を執行停止する。これは猿芝居だ。国家権力を使って地方自治を破壊するものだ」との怒りが広がった。

現地辺野古では19日、座り込み500日の集会が開かれ、1200名の県民が結集し、工事車両が入るゲートを封鎖した。安倍内閣は、現地の警察の対応ではなまぬるいと、警視庁から機動隊150名を送り込み、座り込みに対する強硬措置に打って出ている。多くの県民は、戦争法に続いて安倍内閣の暴走政治は絶対に許せない、「新しい基地は絶対に造らせない」とのあらたな決意を固めた運動をすすめている。

国民のなかには、「本体工事が着工された」

とか「代執行で基地建設が強行されてしまうのではないか」といった不安の声があるが、現状は決してそうではない。今回安倍内閣が強行している強権政治は、政府の焦りのあらわれであり、追い込まれているのは国、つまり安倍内閣であり、その追い込まれた「狂犬」がキバを向いているのにすぎないのである。

圧倒的民意を無視したファッショ政治に未来はない

いまの安倍内閣の強権政治は、なによりも沖縄県民の圧倒的な民意を完全に無視した暴挙であり、民主主義国家では考えられない「独裁国家」と言うべき強権措置である。このような民意を無視した工事強行に未来はない。

辺野古の新基地建設は、最近の県民世論調査では、8割以上が「反対」を明確にしている。全国的には、過半数を超える53%（朝日新聞調査）が「反対」を表明している。翁長知事がおこなった埋め立て承認の「取り消し」は、最新の世論調査でも73%が支持を表明している。翁長知事の「取り消し」決定は、こうした圧倒的県民の民意を代表した決定なのである。

周知のように2014年の県知事選挙では、辺野古新基地反対をかかげる翁長知事が10万票という大差をつけて圧勝した。県知事選挙に先立つ1月の地元名護市長選挙でも、稲嶺現市長が前回の2倍強の差をつけて勝利した。また、年末の総選挙では、新基地反対の「オール沖縄」候補が4つのすべての選挙区で勝利した。一連の勝利で、「新基地反対」が圧倒的多数であることが明確にされたのである。

安倍内閣はこうした民意に一顧だにせずに、ポーリング調査を強行し、翁長知事の「取り消し」に対しても、さまざまな対抗措置をとり、

民主主義の基本である「民意」に挑戦してきた。

重要なことは、このような民主主義を破壊して強行する工事には決して未来がないことである。アメリカの有力紙「ニューヨーク・タイムズ」は、「沖縄県民の意思の否定」と題する社説をかかげ、日米両政府の民主主義が問われていると指摘した。また、クリスチャン・サイエンス・モニター紙は、安倍政権と沖縄県民との緊張がこのまま激化すれば、不利になるのは政権側だとの論評記事を掲載している。沖縄国際大学の前泊博盛教授は、総選挙直後「国会で多数を占める安倍政権が、その気になれば、選挙で示された沖縄（地方）の民意などひとたまりもない。ポストとカネと恫喝でいとも簡単にねじ伏せてしまう、この国はいつから選挙で示された『民意』をカネや恫喝で捻じ曲げる横暴な国に成り下がってしまったのか。沖縄から見る限り、すでに日本は、民主主義国家ではなく、一党独裁国家になったような印象さえ受ける」（沖縄タイムス、2015年1月8日付）とのべたが、安倍内閣の行為はまさにこの指摘通り、「独裁国家」の様相を呈している。

翁長知事が言うように、たとえ本体工事が着工されても、工事完了期間は10年～15年という長きにわたるたたかいであり、安倍内閣の暴挙があらためて多くの県民の怒りを呼び起こすことは必至である。

「本体工事」着工という脅しとごまかし

安倍内閣は、この「民意」をつぶして埋め立て工事を強行するため、数々の詐術とごまかしを使っている。しかし、これらが避けがたい数々の矛盾に直面せざるを得ないことは、つぎのような点からも明確である。

その最たるものは、埋め立ての「本体工事」を着工したというごまかしである。これはボーリング（掘削）工事が大幅に遅れ、なかなか埋め立て本体工事に入れない政府の焦燥感を端的にあらわしている。

沖縄防衛局は 10 月 28 日、沖縄県環境影響評価条例にもとづき、「普天間飛行場施設建設事業」の「工事着手届」を県に提出した。つまり、本体工事に着手したというもので、完了予定は 5 年後の 2020 年（平成 32 年）10 月 31 日としている。

事情を詳しく知らない県民や全国の人々のなかには、「とうとう埋め立て工事に入ったか」との懸念の声が出たが、これは県民をだまして工事を強行する、防衛省の一連の詐術的行為に過ぎない。

そもそも本体工事の前提となるボーリング調査はいまだ完了していない。3 月末に完了予定であったが、多くの県民のたたかひの前に「年内中」に延期せざるを得なくなっている。本来、ボーリング調査という基礎工事が完了したあと、その見積りや環境影響調査を検証し、本体工事に入るのが常識にもかかわらず、これらをすべて省略して、「本体工事着工」と言っているのに過ぎないのである。

しかも、仲井真前知事が「承認」した際の「留意事項」では、「一、工事の施工について工事の実施設計について事前に県との協議をおこなうこと」とはっきり明記されている。

国がよりどころとする仲井真前知事でさえも、上記のような決定をおこなったのである。

しかし今回の本体工事着工では、沖縄県にも、名護市にもなんらの「事前協議」が行われておらず、約束破りの強権政治に走っている。

また、沖縄防衛局は、本体工事について、辺

野古崎の「陸上作業ヤード」整備工事が、「環境影響評価書」で「公有水面の埋立」工事にふくまれているので、「本体工事として発表した」としている。しかし、「陸上作業ヤード整備工事」を「埋立工事」と称すること自体、重大問題である。その工事自体は、「整備工事」でもなんでもない。いま、この場所は、埋立予定地域に隣接するキャンプ・シュアブの元米軍兵舎解体工事のがれきが積み上げられており、工事などできる状態にはない。つまり、やろうとしている「本体工事」は、がれきの後片付け作業にすぎないのである。

なぜこのような偽りの本体工事を表明したのか。それは、ボーリング調査が遅れ、このままでは世論の批判を受けることから、工事強行で「既成事実」をでっちあげ、県民のたたかひを沈静化させるねらいがあるとみられている。きわめて姑息な手段である。

迫られる文化財の調査・保全

しかも、防衛省が「本体工事」と呼んでいる「陸上作業ヤード」周辺では、最近、「^{いかりいし}碇石」などの重要な文化財が発見され、この調査と保護をどのようにするのが問われている。「碇石」とは、琉球王朝時代、船を係留するために使われた物で、重要文化財としての価値が高いものである。

この文化財の調査では、7 月 7 日から文化財確認の試掘調査がおこなわれており、計画では来年 2 月までの文化財調査がおこなわれる予定である。10 月中旬には、さらに数点の土器や石器が発見されている。沖縄県教育委員会は、この一帯を遺跡と認定する可能性が高いとされ（沖縄タイムス、11 月 3 日付）、県教委と名護市教育委員会は試掘調査や本調査を予定してい

る。

しかし、この地域には、元米軍兵舎解体工事のコンクリート殻などが散乱しているため、68ヶ所の試掘予定地のうち35ヶ所しか試掘できずにいた。この後片付けが終われば直ちに試掘調査に入り、それまでは埋め立て工事などの「本体工事」はいつさいできないのである。沖縄防衛局はそれを「本体工事」と偽っているが、一体、文化財調査を排して「本体工事」として「陸上作業ヤード」の工事を強行しようとするのだろうか。

防衛省の環境監視委員会の専門家への資金提供問題も重大な問題である。

地元紙の報道で、監視委員会の学者専門家が、埋め立ての施工業者から研究費などの名目で資金提供を受けていたというのである。監視委は、本体工事の事前協議と同様に、仲井真前知事の埋め立て承認の際の「留意事項」にもとづいて、工事が環境保全を行いながら実施されているかどうか、「万全を期す」ために設置されたのである。その委員が、施工業者から資金提供を受けて、きちんとした監視ができるのか、誰もが疑問を呈する問題である。ところが中谷防衛大臣は、なんら問題はないといなおったのである。こんな不条理はない。

このように翁長知事の「承認取り消し」がおこなわれたのに、さまざまなかまかして本体工事を強行する、買収まがいの行為で環境保全をないがしろにする、このような工事は直ちに中止すべきである。

地方自治を破壊して、強行に走る暴挙

防衛省のごまかしの行状は、これだけではない。安倍内閣は、行政不服審査法を悪用して、国の権力で地方自治を奪う暴挙にでた。

安倍内閣は、翁長県知事の埋め立て承認「取り消し」の正当な行為に対して、これを「執行停止」に追い込み、工事を強行するために、国土交通大臣に対し「行政不服審査請求」をおこなった。

行政不服審査法にもとづく「審査請求」はそもそも、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し」、「国民の権利利益の救済を図る」（行政不服審査法第一条）ことを目的とするもので、国民の救済措置として法制化したものである。あくまで「国民」、法律的には「私人」が「不服審査請求」をおこなう制度だ。

ところが安倍内閣は、防衛省という国の機関が「国民」＝「私人」に“なりすまし”、翁長知事の行為は「不服だ」と申し立てたのである。前代未聞の措置である。これに対し、石井国交大臣が申し立ては「正当」だとして、県知事の承認「取り消し」の「執行停止」を決定したのである。国の権力を悪用して、地方自治体を弾圧する暴挙にほかならない。

日本国憲法92条は、戦前の大日本帝国憲法にはなかった「地方自治の本旨」を明記し、地方自治体が自治権をもつ「地方自治」を明確にした。最近では、「地方分権」として、地方自治の拡大が強調されている。安倍内閣の今回の行為は、こうした「地方自治」と民主主義に真っ向から挑戦するものであり、絶対に認められるものではない。

もうひとつの地方自治破壊は、名護市久辺3区への振興費補助問題である。安倍内閣は、埋め立て予定地区の辺野古、久志、豊原の3つの区に名護市を通さず、頭越しで直接振興費を補助するという措置に打って出た。分断工作である。国会で根拠を問われた菅官房長官は、近隣

でおこなわれている反対運動の拡声器騒音のためというんでもない発言をした。全く根拠のない支出で、周辺住民と反対運動の分断工作にでたのである。しかし、地元の区長のなかには、「条件付き容認ではない」との姿勢をとっている区長もいる。稲嶺名護市長は、「やり方が普通じゃない。地方自治への介入だと思う」と怒りを新たにしている。

・代執行の暴挙は絶対に許せない

安倍内閣は 11 月 17 日、翁長知事が承認取り消しの「執行停止」に応じないとして、国の「代執行」を求める裁判に打ってでた。これも、国家権力で地方自治体を従わせる時代錯誤の措置である。

国の「代執行」とは、地方自治体が国の事業の行為に従わず、その不履行が「著しく公益性に反すると認められる」場合、国が代わって事業を執行するというものである（地方自治法第 250 条の 8）。問題は、辺野古新基地建設に関連する行為が、「著しく公益性に反する」と認められるのかどうかが焦点である。安倍内閣が福岡高等裁判所那覇支部に提出した訴状によると、①普天間基地の危険性が一日も早く除去されなければならない、②日米関係を損ねてはならない、の二点をあげている。

そもそも県民の圧倒的多数が反対する新しい米軍基地の建設が、「公益性」をもつのかが問われている。爆音被害や戦争のための出撃基地建設が「公益性」というのか、爆音被害やサンゴを潰しての基地建設が果たして「公益性」というのかが第一に問われることである。

安倍内閣はしきりに普天間基地の危険性除去を言うが、この危険性を長期にわたって普天間周辺住民に強いてきたのはほかならぬ自民党政

権、つまり、安倍自民党自身である。しかも、普天間の一日も早い「閉鎖・撤去」をせずに、辺野古「移設」といって、今後 10 年以上も危険性を残しているのも安倍自民党である。それほど危険性を言うのなら、普天間基地を直ちに「閉鎖」して、日本に返還すべきである。これをやらずに、危険性除去が「公益性」にあたるなどという論理は受け入れられることはできない。

日米関係も同様である。安倍内閣にとってこの日米関係は、日米安保条約という日米軍事同盟関係のことであり、これを「公益性」というのであれば、米軍基地はいつになっても返還できないことになる。

このように安倍内閣がいう「公益性」は、国民の「公益性」とは真逆のものである。安倍内閣が法廷闘争で求める「代執行」は、野放しの強権政治に道を開くもので、法廷のなかでの告発ばかりでなく、県民運動においても、その危険性を告発していくことが重要である。

安倍内閣の対応は、圧倒的民意の点でも、代執行という点でも、地方自治の問題でも、その強権ぶりは異常である。このような強権政治に「ノー」の声を大きくあげることが求められている。

埋め立てに立ちはだかる数々の「難関」

安倍内閣がこうした強権政治に走る背景には、今後の工事に政府にとって数々の「難関」が立ちはだかっていることがある。

ひとつは、美謝川の水路切り替え工事だ。埋め立て予定地には、名護市民の水ガメとなっている辺野古ダムから美謝川が流れ込んでいる。この水路を切り替えないと埋め立て工事ができ

ない。この美謝川は管理者が名護市であるため、稲嶺市長の許可を得ないと工事に入れないのだ。しかも当初予定していた大浦湾への切り替えが不可能となり、まったく見通しが立っていない。沖縄防衛局は、埋め立てを承認した仲井真知事の退任前にこの水路付替えを承認してもらうため、“駆け込み”の工事変更申請をおこなったが、仲井真知事さえ承認しなかったことなのである。

第二は、埋め立て土砂の調達と搬入方法だ。辺野古の埋め立てに必要な土砂は2100万立米にのぼる。その7割は県外から調達しなければならない。北九州や奄美大島、熊本県天草市などから調達するとしている。これらの地域では、土砂搬出に反対する市民運動が展開されている。また、7月13日、特定外来生物の流入を防止するための県土砂条例がつくられ、沖縄県の検査なしには土砂を調達することができない。

土砂の搬入方法でも行き詰まっている。沖縄防衛局は、辺野古ダム周辺の土砂を搬入するため、ベルトコンベアーで運ぶ計画だった。これが名護市の管轄区域であるため、不可能と判断し、ダンプカーで輸送する計画に切り替え、昨年末、美謝川の切り替えと一緒に工事変更申請をおこなったのである。しかし、仲井真知事でさえ、環境上の理由などから「不承認」に至ったのである。

第三が、岩礁破碎許可だ。すでに岩礁破碎がサンゴを傷つけているとして大問題になったが、埋め立ての護岸工事のための汚濁防止膜の設置に286個の巨大なコンクリートブロックを設置するために許可が必要になる。この権限は沖縄県知事の許可が必要である。

安倍内閣は、このような「難関」に直面して、強権政治に救いの手を求めているに過ぎないの

である。

翁長知事の「取り消し」は適法である

翁長知事は11月12日、こうした安倍内閣のさまざまな妨害と強権政治のなか、国に対して「県の承認取り消しは適法であり、正当だ」として、県として「本年7月の第三者委員会の検証結果を受けてこれを精査した結果、取り消し得べき瑕疵があるものと認められたことから、取り消しをおこなった」とのべた。また、「審査請求手続きにおける執行停止決定及び代執行への移行といった一連の政府の対応は、団体自治、住民自治といった地方自治の本旨に照らしても、きわめて不当であり、今日の事態に至ったことは誠に残念だ」と強調した。

翁長知事の埋め立て「承認」の「取り消し」行為は、公有水面埋立法にもとづく承認基準を詳細に検討して「法的に瑕疵がある」と下した結論であり、きわめて正当な行為である。

公有水面埋立法は、国などが埋め立て事業を行う場合に、埋め立てた土地が「国土利用上適切かつ合理的」かどうかを判断すること（第4条一号）、「環境保全及び災害防止に十分に配慮する」（同条二号）、普天間基地の移設にあたって辺野古を埋め立てる必要性があるかどうかを検討する（同条三号）ことが条件とされている。

翁長知事は、仲井真前知事が「承認」した際、このような要件が十分検討されなかったとして、「法的に瑕疵がある」と判断し、「取り消し」たのである。例えば、環境保全措置では、辺野古の豊潤な海を埋め立てて、環境保全ができるのか、ウミガメやジュゴン、サンゴなどが生息できるのか深く検討し、仲井真県知事の「承認」では法律の要件を満たしていない。これは、仲井真知事自身が県議会で、辺野古「移設」だけ

を主張する議員を「政治の墮落」などと批判していたことから明らかだ。

ところが安倍首相は、11月10日の衆院予算委員会閉会中審査で、「(仲井真知事の承認は)適法。取り消しは違法」というだけで、その明確な根拠をなんら示さなかった。

本来この問題は、沖縄県が「法的な瑕疵」としての「取り消し」に対し、国が「適法」というなら、その根拠を沖縄県に明確に示し、論争によって解決すべき問題である。ところが、安倍内閣の手法は、反対論には耳も貸さず、「辺野古が唯一の選択肢」という日米間の合意にしがみついているにすぎないのである。地元マスコミが「実際は問答無用の強権的姿勢がむきだしだ」(タイムス、11月12日付)と指摘しているのはここにある。それが「執行停止」「代執行」と強権的手法なのである。

なぜこのような対応に終始しているのだろうか。それは、安倍内閣が、沖縄県が主張している「法的な瑕疵がある」との主張に反論するすべがないからである。仲井真前知事の承認が「適法」というなら、翁長知事が指摘した問題に答えるべきである。

「オール沖縄」の新たな胎動

翁長知事は、安倍内閣による強権政治には屈しない態度を明確にするとともに、①行政と裁判闘争、②島ぐるみの県民運動、③政治・選挙闘争(1月の宜野湾市長選挙、6月の県議選挙、参議院選挙)——いずれのたたかいでも勝利することが重要であるとのべた。県民は、翁長知事を応援し、新たなたたかいに向かっている。

11月14日には、「オール沖縄会議」の結成をめざす準備会が開かれ、2015年内中にも結成の運びである。これまで「オール沖縄」のた

たかいは、選挙であったが、今回の「会議」は、翁長県政と一体となった県民運動体である。「建白書」の実現をめざす全県民規模の恒常的運動体がうまれるのである。辺野古新基地闘争にとって画期的な前進である。

また、選挙闘争では、新年の1月24日、普天間基地のある宜野湾市長選挙がおこなわれるが、「新基地建設反対」をかかげる志村恵一郎氏と容認派の現市長との一騎打ちの選挙だ。参議院選挙は、1人区で、沖縄・北方大臣の島尻あい子氏と元宜野湾市長の伊波洋一氏のしのぎを削るたたかいは展開されている。ここでも「新基地建設反対」の民意を明確に示すときである。

「新しい基地は絶対つくらせない」——この一点で、県民の共同と屈しないたたかいは広がっている。

(こいずみ ちかし・安保破棄中央実行委員会常任幹事)